

# 一般社団法人ふらっと一ほく 定款

## 第1章 総 則

[名称]

第1条 本法人は、一般社団法人ふらっと一ほくと称する。

[事務所]

第2条 本法人は、主たる事務所の所在地を宮城県亶理郡山元町真庭字南新田1番地1に置く。

2 本法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

[目的]

第3条 本法人は、東日本大震災からの復興に向けて必要な事業を推進し、宮城県南部における復旧・復興を行うことで、被災者の自立を支援することを目的とする。

[事業]

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 災害復興活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動
- (9) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

[公告の方法]

第5条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に置く掲示場に掲載して行う。

## 第2章 社員 等

[法人の構成員 等]

第6条 本法人の会員は、下記のとおり3種とする。

- (1) 正会員（社員） 本法人の事業に賛同する個人であり、次条の規定により本法人の社員となった者
- (2) 賛助会員 本法人の事業に賛同する個人または団体
- (3) 一般会員 本法人が実施する各種事業に参加するために入会した個人または団体

2 前項の会員のうち、第1号の正会員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

上の社員とする。

- 3 正会員、賛助会員及び一般会員に関する事項については、総務を統括する業務執行理事が別に定める会員規約によることとする。

[会員名簿管理者]

第7条 本法人は、会員名簿管理者を置き、会員名簿管理者は本法人における総務を統括する業務執行理事とする。

- 2 本法人の会員名簿は、会員名簿管理者のもとに据置き、会員名簿の作成及び据置きその他の会員名簿に関する事務は会員名簿管理者がすべて取り扱うものとする。

[基準日]

第8条 本法人は毎年10月1日現在で会員名簿に記載または記録された議決権を有する会員をもって、当該事業年度に関する社員総会において権利を行使することができる会員とする。

[社員資格の取得]

第9条 本法人の会員になろうとする者は、自発的な入会の意志に基づき、別に定めるところにより申込み、毎年度始め現在までの申込届をもとにして、総務を統括する理事が作成する会員名簿に登録され、基準日時点で本法人の会員となる。

[経費の負担]

第10条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

[退会]

第11条 会員は、自発的な要求により、退会することができる。

[会員の資格喪失]

第12条 なお、下記の各号のいずれかに該当するに至った際には、当該会員の資格を停止もしくは喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 第11条により除名されたとき

[懲罰、除名]

第13条 会員が、下記の各号のいずれかに該当するに至った際には、当該会員に対して懲罰、もしくは除名することができる。その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、または本法人の定款等に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

[会費等の不返還]

第14条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

### 第3章 社員総会

#### [構成]

第15条 社員総会は、正会員（社員）をもって構成する。

#### [権限]

第16条 社員総会においては、下記の事項を審議または決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任
- (4) 理事及び監事の報酬等の基準
- (5) 事業計画及び事業予算
- (6) 事業報告及び会計報告
- (7) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- (8) 合併及び解散
- (9) 残余財産の処分
- (10) その他、社員総会で決議するものとして法令又は本法人の定款で定められた事項

#### [開催]

第17条 社員総会は、定期社員総会として、毎事業年度末日から3ヶ月以内に1回開催するほか、その他で必要と認める際に開催する。

#### [招集]

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、総会の招集者に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

#### [議長]

第19条 社員総会の議長は、代表理事とする。なお、やむを得ず議長を務められぬと会議において判断される際には総務を統括する理事が臨時代理に議長を務める。ただし、議長は議決権を保持しない。

#### [定足数]

第20条 社員総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面及び電磁的方法をもって、会議に出席したものとみなすものとする。

#### [決議]

第21条 会議における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 会議における決議については、議決権を有する社員の過半数以上の社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、本法人の運営上で特に重大な決議案件について

ては、総社員の2分の3を超える賛成による特別決議を要する。

- 3 前条2項において、やむを得ない理由のため社員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面及び電磁的方法をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の規定に関わらず、下記の決議においてはすべての正会員の半数を超える出席をもって、正会員の議決権の3分の2を超える多数の承認をもって決議する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 会員の除名
  - (3) 理事及び監事の解任
  - (4) 合併及び解散
  - (5) その他、法令及び社員総会で多数の承認をもって決議するものとした事項
- 5 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第4項の決議を行わうことができる。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

[提出議案]

第22条 本法人の社員は、社員総会において、審議、決議したい議案を提出できる。なお、詳細については、別途で会議運営規則に定める。

[会議運営規則]

第23条 社員総会に関するその他の規則は、法令に定めがある場合を除き、別途、総務を統括する理事が定める会議運営規則に従うものとする。

[議事録]

第24条 社員総会の議事について、法令で定めるところにより、議長及びその会議において選任された議事作成者は下記の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議名、開催日時及び場所等の会議に関する詳細、議事録作成者に関する事項
  - (2) 議決権を所有する会員総数、議決権数及び出席会員数（書面又は電磁的方法による表決者、もしくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
  - (3) 議事、議案概要、議事の経過の概要
  - (4) 決議案、表決結果
  - (5) 会議において決議内容を証し発効するため議事録署名人に関する事項
- 2 社員総会の議事録には議事決議内容を証し発効するために、総務を統括する理事、出席した理事並びに総会で選定された社員代表1名が署名押印する。

## 第4章 役員等

### [役員の種類及び定数]

第25条 本法人には、下記の理事並びに監事を置く。

- (1) 理事 定員3名以上7名以内
  - (2) 監事 定員3名以内
- 2 本法人の理事は、本法人の社員から選出され、理事会を組織する。ただし、必ず、総務並びに財務を統括する業務執行理事を選任することとする。
- 3 本法人の役員は、下記のとおりとする。
- (1) 代表理事
  - (2) 業務執行理事 総務並びに財務 担当/理事会で定める各種分掌業務 担当
  - (3) 専務理事及び常務理事
  - (4) 理事
  - (5) 監事 外部理事, 外部監事を含む。
  - (6) 法人事務局長
  - (7) 事業担当部長

### [役員を選任]

第26条 理事及び監事は、本法人の社員のうち、社員総会において選任する。

- 2 代表理事は、本法人の社員のうち、理事会において、理事の互選とする。
- 3 業務執行理事は、本法人の社員から選出される代表理事以外の理事のうち、定員2名以内で選定する。ただし、必ず、総務並びに財務を統括する業務執行理事を設置することとする。
- 4 専務理事及び常務理事は、本法人の社員から選出される代表理事以外の理事のうち、定員2名以内で選定できる。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 公益法人を除く、他の本法人と同一の事業内容に該当する団体の役員または本法人との契約関係がある団体の役員、本法人と利害関係が及ぶ団体の者または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1以下でなければならない。
- 7 監事は、理事または本法人の職員を兼ねることができない。
- 8 法人事務局長は、本法人の社員から選任し、業務執行理事によって任命される。なお、理事は職員としての法人事務局長を兼ねることができる。また、事業担当部長は、本法人の職員から選任する。

### [社外理事及び社外監事]

第27条 理事及び監事は、本法人の会員から選出する以外の者から理事を選任する場合には、当該法律に基づき、本定款により定める役員定数の範囲内において、外部理事及び外部監事を受け入れることができる。ただし、外部理事から、代表理事、業務執行理事、常務理事及び専務理事を選定することはできないものとする。

[理事の職務及び権限]

第28条 本法人の理事は、理事会を組織し、本法人の定款及び理事会の決議に基づき、本法人の業務を執行する。

- 2 代表理事は、法律及び本法人定款で定めるところにより、本法人の理事の代表とし、業務執行理事と共に本法人の各々の業務を総理し、執行する。なお、代表理事に事故あると認める際には、業務執行理事が代表理事による職務権限を代理することとする。
- 3 業務執行理事は、下記に掲げる職務及び権限を担い、代表理事と共に本法人の各々の統括する業務を総理し、分担執行する。なお、代表理事に事故あると認める際には、代表理事に代わり、総務を統括する業務執行理事は代表理事による職務権限を代理する。
  - (1) 総務を統括する理事が総務に関する一切の業務並びに法人事務局の全般を統括し、代表理事に代わり、本法人の各々の担当業務を執行する。
  - (2) 財務を統括する理事が財務に関する一切の業務を統括し、代表理事に代わり、本法人の各々の担当業務を執行する。
- 4 業務執行理事は、本法人の運営にあたって、重要な意思決定を必要とする事項、または本定款において別途で定める事項に関して、理事による同意を必要とする案件に承認する権限を持つ。なお、業務執行理事による同意によって、当該案件を執行することができる。
- 5 業務執行理事による同意を必須とする事項については、下記に掲げる4種とする。
  - (1) 契約を必要とする事項
  - (2) 借入金を受け入れる事項
  - (3) 貸付金を実施する事項
  - (4) その他、重要な意思決定を必要とする事項
- 6 常務理事及び専務理事は、理事会の決議により、本法人の業務を分担執行する。

[監事の職務及び権限]

第29条 本法人の監事は、本法人の定款及び理事会の決議に基づき、本法人の業務を監査する。

- 2 監事は、下記に掲げる職務及び権限を担う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) 本法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務または財産に関して不正の行為または法令、もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを会議または所轄庁に報告すること
  - (4) 理事の業務執行の状況、または本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。
  - (5) その他、法人全体に関して、法人事業、業務及び法人会計、財産の状況を監査したことを報告するため必要とする場合には、会議を招集し報告すること

[法人事務局長の職務及び権限]

第30条 法人事務局長は、業務執行理事のもと、代表理事に代わり、法人全般に関して、法人運営、法人事業、総務、庶務、労務、財務会計経理に関する事務を統括し、法人全般並びに法人事務局を総理する。

#### [役員任期]

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。なお、任期の満了の際に、役員を辞任しない限り、当該役員としての職務の遂行権限、権利、義務を有する。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。任期の満了の際に、役員を辞任しない限り、当該法人役員としての職務の遂行権限、権利、義務を有する。

3 法人事務局長の任期は、業務執行理事によって任命後の就任から、辞任後に新たな法人事務局長が選出されるまでとする。ただし、再任されることを妨げない。

4 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事及び監事の任期は、他の理事及び監事の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された役員の任期については、他の役員の残任期間が2年に足りないときは、第2項によるものとする。

5 理事または監事ならびに法人事務局長は、任期の満了、辞任により退任、新たに当該業務を担う役員が選任され就任するまで、理事または監事ならびに法人事務局長としての各々の職務の遂行権限、権利、義務を有する。

#### [欠員の補充]

第32条 理事または監事のそれぞれのうち、定数の3分の1を超える欠員ができた際には、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### [役員解任]

第33条 理事及び監事は、やむを得ない事情がある場合にのみ、社員総会の決議により、これを解任することができる。当該役員に対し、決議する前に十分な弁明の機会を与えなければならない。ただし、総務を統括する理事の同意を必要とする。

#### [役員報酬]

第34条 本法人の役員である理事及び監事は、原則として、無報酬とする。ただし、常勤役員、法人職員としての法人事務局長はこの限りではない。常勤の役員は、社員総会において定める総額の範囲内で、別途で定める役員報酬規定に従い算定した額を役員報酬として受け取ることができる。

2 法人役員は、各々の職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

## 第5章 理事会

#### [理事会の構成]

第35条 本法人には、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって、組織する。

[権限]

第36条 理事会は、本定款で定める事項の他、下記の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び法人予算の承認
- (2) 法人事業の運営の監督
- (3) 事業報告及び会計報告ならびに法人決算の承認
- (4) 借入金、貸付金（100万円以上）の承認
- (5) 代表理事の選定（互選）
- (6) その他、法人全体に関して重要な法人事業の執行に関する事項

[招集]

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故ある際、または理事会において必要であると認める際には、総務を統括する業務執行理事が理事会を招集する。

[通知]

第38条 理事会を招集するには、会日より14日前迄に、出席者となる各理事及び各監事に書面をもってその通知を発するものとする。

[議長]

第39条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、議長は決議に参加しない。なお、代表理事が不在であると認める際には、総務を統括する理事が議長を代理する。

[決議]

第40条 理事会の議決権は理事1名につき議決権1個とする。理事会の承認は、理事の4分の3以上が出席し、その理事の過半数をもって決議する。

- 2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たした際には、理事会の決議されたものとみなす。

[会議運営規則]

第41条 理事会に関するその他の規則は、法令に定めがある場合を除き、別途、総務を統括する理事が定める会議運営規則に従うものとする。

[議事録]

第42条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、同じく本定款第3章社員総会に基づき、議事録作成者が詳細は同一に議事録を作成する。

2 理事会の議事録には議事決議内容を証し発効するために、総務を統括する業務執行理事が、前項の議事録に署名押印することとする。



## 第6章 基金

### [基金]

第43条 本法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について理事会の承認を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

## 第7章 会計

### [事業年度]

第44条 本法人の事業会計年度については、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

### [一般会計及び特別会計]

第45条 本法人の会計は、一般会計及び特別会計とする。なお、当該会計は、次年度に開催される定期社員総会までに監査を受けるものとする。

- 2 本法人の一般会計は、毎年度始めに作成し、定期社員総会において承認されるものとする。
- 3 本法人の特別会計は、事業運営で必要に応じて、法人事務局において特別会計を編成する。

### [資産の管理、会計規則]

第46条 本法人の資産は、財務を統括する理事が管理するものとする。

- 2 会計に関する規程は、財務を統括する理事が別途で定めることとする。

### [借入金及び貸付金]

第47条 本法人は、事業運営に要する経費の支弁に充てるため、予め財務を統括する理事から同意を得て、理事会において定めた額を限度として借入金を受けることができる。

- 2 本法人は、他の法人もしくは個人に対して貸付を実施する際には、予め財務を統括する理事から同意を得て、理事会において定めた額を限度として貸付金を実施しなければならない。

### [事業計画及び収支予算]

第48条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の最初の会議の開催日の前日までに代表理事が作成し、理事会において理事の3分の2を超える多数による承認を受けなければならない。これを修正変更する際にも同様とする。

### [事業報告及び会計報告]

第49条 本法人の事業報告及び会計報告については、毎事業年度の終了後、理事が下記の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会において理事の2分の1以上の賛成による承認を経て、定期社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及び事業報告の附属明細書
- (2) 会計報告及び監査報告
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）等の会計書類
- (4) 会計書類の附属明細書及び財産目録

[書類の保管]

第50条 本法人の定款、役員名簿及び社員名簿、前項の第37条及び第38条に掲げる書類については、総務並びに財務を統括する業務執行理事が管理し、法令に定めるところによる保管期限が過ぎる当該事業年度が終了するまでの期間、法人の主たる事務所並びに法人事務局に必ず備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

[定款の改正]

第51条 本法人定款については、社員総会において、出席社員の3分の2以上の多数の賛成による決議によって改正することができる。

[解散]

第52条 本法人は、社員総会の決議、その他法律で定められた事由により、解散する。

[残余財産の処分等]

第53条 本法人が清算をする場合において保有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 附則

[最初の事業年度]

第54条 最初の事業年度は、本法人の成立日から平成24年9月30日までとする。

[設立時役員 等]

第55条 本法人の設立時役員は、下記のとおりである。

設立時 理事 松島 宏佑

設立時 理事 村上 好幸

設立時 理事 阿部 結悟

設立時 監事 志村 竜生

2 本法人の代表理事は、下記のとおりとする。

代表理事 松島 宏佑

3 本法人の業務執行理事は、下記のとおりとする。

業務執行理事 総務・財務 担当 村上 好幸

[設立時社員の氏名及び住所]

第55条 本法人の設立時社員の住所及び氏名または名称は、下記のとおりである。

宮城県亶理郡亶理町字上茨田38番地  
クリスタルコートカストル館 202号室  
松島 宏佑

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字沼田南8番地  
村上 好幸

北海道札幌市北区北18条西13丁目3番地  
北海道大学 恵迪寮  
阿部 結悟

宮城県白石市南町二丁目2番15-6号  
志村 竜生

[定款に定めがない事項]

第56条 本法人の定款に定めがない事項については、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、その他の法律に定めるところによることとする。

[細則]

第57条 本法人の定款の施行について必要な細則は、総務を担当し統括する業務執行理事が、別途で定めるものとする。

附則

1 本定款は、本法人の成立日、平成24年1月23日から施行するものとする。

以上、「一般社団法人ふらっと一ほく」の設立のために、本法人の定款を作成し、設立時社員が下記のとおり記名押印する。

平成24年1月17日

設立時社員 松島 宏佑

設立時社員 村上 好幸

設立時社員 阿部 結悟

設立時社員 志村 竜生

附則

1. 本定款は、平成27年 1月 23日から施行する。

一般社団法人ふらっと一ほく

定 款